

登園許可書について

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、ひとりひとりの子どもが1日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、登園のめやすを参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園許可書の提出をお願いします。なお、保育園の集団生活に快適に適應できる状態に回復してから登園されるようご配慮ください。

症 名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後①3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症②した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風しん(3日はしか)	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前からか痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え、2日経過してから
流行性角結膜炎(はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質による治療を終了するまで
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157、O-26、O-111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌性内服後24～48時間経過していること 発熱が治まっている③こと、発疹がある場合は消失してから
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっている④こと
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	解熱し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状がある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐⑤、下痢⑥等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し⑦、全身状態が良いこと
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

補足 ①解熱した次の日を第1日と数える

②発症とは、発熱の症状が現れたことを指す。発熱した次の日を第1日と数える

③発熱が無いとは、登園前24時間38℃を超える発熱が無い。登園当日は37℃以下で活気があり機嫌もよいこと。

④咳が治まっているとは、連続した咳がない、喘息(ゼーゼー、ヒューヒュー)や辛そうな呼吸もないこと。

⑤嘔吐が治まっているとは、登園前24時間嘔吐がない、また、登園当日、食事がとれている、顔色がよいこと。

⑥下痢が治まっているとは、登園前24時間水様下痢が無く、軟便が1日1～2回程度である、また、腹痛がないこと。

⑦呼吸器症状が消失しているとは、連続した咳がない、喘息(ゼーゼー、ヒューヒュー)や辛そうな呼吸もないこと、呼吸の数も多くなし楽な呼吸をしていること。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より